

## 今後の検討にあたっての基本的考え方

( 1 ) 平成 18 年の法改正当時と比較すると、画面デザインの利用状況に変化が現れており、さらなる保護の拡充を求める一定程度のニーズも認められることから、意匠法による画面デザインの保護の在り方について再度検討する必要があるのではないか。

なお、画面デザインについては、著作権法、不正競争防止法等の他法令や、新法による保護拡大の可能性も考えられるところではある。しかしながら、国際的にも意匠制度による保護が整備されていることや、わが国においてもこれまで、意匠法による画面デザインの保護の拡大、充実を随時図ってきたことを踏まえれば、少なくとも意匠法による画面デザイン保護拡充の是非について検討することがやはり必要ではないか。

( 2 ) 仮に諸外国の制度を参考に、現在の物品との一体性要件や機能・操作要件を見直すとすると、大きくは別紙のような選択肢が考えられるが、これらの検討にあたっては、以下の二点に留意する必要があるのではないか。

今後は勿論、現在でも多種多様な画面デザインが極めて多数創作されていること、及び、意匠権が非常に強い権利であることから、権利調査にかかる人的・時間的コストが無視できないものであることを踏まえ、権利者と第三者の利益のバランスについて十分留意すると共に、特許庁の審査体制の充実についても併せて検討すべきではないか。

国際的動向も踏まえた検討を行うとともに、意匠制度については各国毎に、審査・無審査をはじめ制度が大きく異なることから、国際比較においてはそうした事情、背景の違いについても、十分、留意するべきではないか。

( 3 ) なお、今後検討が必要な項目例としては、以下のようなものが考えられる。

### 法制面の検討事項(例)

- ・アプリケーションソフトウェアの画面デザインを保護対象とすることの是非
- ・ウェブページの画面デザインを保護対象とすることの是非
- ・装飾目的の画面デザインを保護対象とすることの是非
- ・実施行為規定、間接侵害規定の在り方
- ・図面要件の在り方
- ・出願形式の在り方(動画ファイルや三次元 CAD ファイルによる出願を許容することの是非)
- ・複数の異なる製品で同じ画面デザインを利用する場合の手續負担の軽減に資する制度の在り方

等

運用面の検討事項（例）

- ・ 検索ツールの整備など、第三者が効率的に権利調査を行うために必要な施策
- ・ 画面デザインの利用実態に即した迅速かつ的確な意匠審査の継続のために必要な施策
- ・ 審査基準や事例集の整備など、権利範囲の明確化のために必要な施策

等